

公益社団法人全国学校図書館協議会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国学校図書館協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、学校図書館及び青少年の読書の振興を図るとともに、各都道府県（政令指定都市を含む）学校図書館研究団体の活動の推進及び相互の連絡提携を図り、もって、我が国の学校教育の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校図書館及び青少年の読書の振興のための活動の普及及び啓発
- (2) 学校図書館及び青少年の読書に関する調査研究
- (3) 各都道府県学校図書館研究団体の活動の推進
- (4) 学校図書館及び青少年の読書に関する研究成果の刊行普及
- (5) 学校図書館及び青少年の読書に関する出版物の刊行
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(公 告)

第6条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第 3 章 会 員

(種 別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する個人及び各都道府県（政令指定都市を含む）学校図書館研究団体の代表者並びに公共性の高い事業を行っている法人及び法人でない団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助する個人並びに法人及び法人でない団体

- (3) 名誉会員 この法人の事業に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者
- 2 前項各号の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律による社員とする。

(入 会)

- 第8条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより入会手続きを行い、理事会の承認をうけなければならない。
- 2 この法人の賛助会員になろうとする場合は、理事会が別に定めるところにより入会手続きを行わなければならない。ただし、名誉会員に推薦されたものは、入会手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

- 第9条 正会員は、総会において別に定める会費規程に基づき会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は会費規程において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員は、会費を納入することを要しない。
- 4 既納の会費は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

(資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 会員である法人及び法人でない団体の解散又は破産宣告
- (5) 総正会員が同意したとき
- (6) 除名

(退 会)

第11条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときは、理事長に退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第12条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき
 - (3) この法人の会員としての義務に違反したとき
 - (4) 会費を2年以上滞納したとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の

日から 1 週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

3 理事長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第 4 章 総 会

(総会の構成)

第13条 総会は、第 7 条第 1 号の正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額並びにその規程
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け
- (9) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定期総会として毎年 1 回毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する他、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、理事長は、総会の日の 2 週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議 長)

第17条 定時総会の議長は、理事長がこれに当たり、臨時総会の議長は、会議のつど

出席正会員の互選で定める。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第19条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(決議の省略)

第22条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときには、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に署名押印しなければならない。

第 5 章 役 員 等

(役員の定数)

第25条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、4名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の要件)

第27条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号イ乃至ニに掲げられた者をいう。）の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号イからニに掲げられた者をいう。）がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人の業務を総覧する。

3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

5 理事長及び常務理事は、毎年事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第30条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解 任)

第31条 役員は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報 酬)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問及び参与)

第33条 この法人に、顧問及び参与を若干名おくことができる。

2 顧問は、この法人の発展に特に功労のあった者で、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、理事長の諮問に応え、参考意見を述べることができる。

4 参与は、この法人の発展に功労のあった者で理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

5 参与は、この法人の事業について理事長の諮問に応じる。

第 6 章 理 事 会

(理事会の構成及び招集等)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第35条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

(3) 事務局長の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備（理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の

(整備)

(招 集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対し、通知しなければならない。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第39条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の議事については、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第44条 この法人の財産管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受け、定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議及び総会において総正会員の半数以上が

出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により変更することができる。

(解散)

第50条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の多数による決議がある場合その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 委 員 会

(委員会)

第53条 この法人の事業を推進する必要のあるときには、理事会はその決議により委員会を設置することができる。ただし、短期間で終了を予定する委員会の設置は、この限りではない。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事 務 局

(事務局)

第54条 この法人に事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務局には、法令に定める帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

第 11 章 補 則

(細 則)

第56条 この定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、森田盛行とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成26年6月13日から施行する。

この定款は、令和4年6月22日から施行する。